

審 第3967号-1
答 申 第613号
令和6年11月28日

千葉県教育委員会教育長 富塚昌子様

千葉県情報公開審査会
委員長 中岡靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和元年9月5日付け教職第624号-1による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第1103号

令和元年7月28日付けで審査請求人から提起された、令和元年7月2日付け教職第
429号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、令和元年7月2日付け教職第429号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、別表の「開示すべき部分」の欄に記載した各情報については開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和元年6月3日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件開示請求の内容は、「千葉県教育委員会（教育庁）が県立高等学校から收受した事故報告書。ただし、教職員課管理室（交通事故に係るものを除く）が担当するものであって、事故発生日時が2017年2月1日から同年3月31日までであるもの。」である。

3 特定した対象文書

実施機関は本件開示請求に係る対象文書として、事故報告書（平成29年●月●日付け、●●第●●●号（以下「対象文書1」という。）、事故報告書（平成29年●月●●日付け、●●第●●●号（以下「対象文書2」という。）、事故報告書（平成29年●月●●日付け、●●第●●号（以下「対象文書3」という。）、事故報告書（平成●●年●月●●日付け、●●第●●号（以下「対象文書4」という。）、事故報告書（平成29年●月●●日付け、●●第●●号（以下「対象文書5」という。）、事故報告書（平成29年●月●●日付け、●●第●●号（以下「対象文書6」という。）、事故報告書（平成29年●月●●日付け、●●●●第●●号（以下「対象文書7」という。）、事故報告書（平成29年●月●●日付け、●●第●●号（以下「対象文書8」という。）、事故報告書（平成30年●月●●日付け、●●第●●●号（以下「対象文書9」という。）、

事故報告書（平成29年●月●●日付け、●●第●●●号（以下「対象文書10」という。）、事故報告書（平成29年●月●●日付け、●●第●●●号（以下「対象文書11」という。）、事故報告書（平成30年●月●●日付け、●●第●●●号（以下「対象文書12」といい、対象文書12件をまとめて「本件対象文書」という。))を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して本件決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和元年7月28日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は審査請求書、反論書等において、以下のとおり主張している。

1 審査請求の趣旨

本件決定（以下、この章において「本件処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

代表監査委員による行政文書開示決定における開示の程度と、本件処分のそれは著しく異なっている。両者を比較すれば、詳細な理由を述べるまでもなく、本件処分の違法性がわかる。

なお、代表監査委員の開示において「黒塗り」になっている部分は、監査委員が監査の際に各学校から提出を求めた文書がすでに「黒塗り」になっていたとのことで、代表監査委員の決定は全部開示である。

一方、事故報告書の部分開示については（体罰事故に限っているが、本件処分に係る事故報告書よりセンシティブな情報を含んでいる）、平成30年度第39回都道府県情報公開研究協議会の議題として取り上げられている。

その会議資料によると、体罰事故報告書において学校名を開示しているのは47都道府県中29府県であり、個別に判断するとしたのが2県、開示する方向の審査会答申が出ているとしたのが1府あった。また、会議当時審議中としていた5道県も答申が出そろう、うち3道県が開示すべきとの判断を示した。すなわち、47都道府県のうち約7割にあたる33道府県が体罰事故報告書において学校名を開示し、または開示する方向であり、これは司法判断とも合致している。

さらに、加害教員氏名については、（上記5道県の答申を含め）22道府県が開示、

5都県が「個別判断」としている。

ところが、本件処分において教育長は、上記協議会において議題にすらならない「日付」まで不開示にしている、司法判断や各自治体の対応と著しくかけ離れている。代表監査委員が行った開示の程度であっても権利侵害が生じる蓋然性はなく、また、実際にこの開示による権利侵害は生じていない。

3 反論書

弁明書は、ほとんど弁明がなされていない。また、唯一の弁明と思われる「千葉県情報公開審査会の答申等を踏まえて本件決定を行って」いることについては、そのとおりであろうから「弁明書に記載された事項に対する反論」はない。

しかしながら、審査請求人は、本件審査請求において「千葉県情報公開審査会の答申等を踏まえて」行った決定が、司法判断やこれを踏まえた各都道府県における開示の状況と著しく乖離していると主張しているのである。

したがって、教育長は、都道府県において司法判断を踏まえた「新たな決定」が行われていることを前提として、本件処分についての弁明を行うべきであった。すなわち、司法判断や「新たな決定」に「理由がない」ことを主張しなければ弁明にならないのである。

また、監査委員事務局の決定については、何の弁明も行われていない。千葉県でも「新たな決定」が行われているのである。これに対する弁明も必要であろう。

第4 実施機関の弁明の要旨

1 弁明の趣旨

審査請求人が提起した本件審査請求については、これを棄却することが相当である。

2 本件決定の理由

(1) 不開示部分について

対象文書1から12まで中、別紙2の「開示しない部分（括弧書きを除く。）」に記載された部分（以下「本件不開示部分」という。）は、条例第8条第2号に該当することから、当該部分を不開示としたものである。

(2) 条例第8条第2号該当性について

ア 条例第8条第2号本文該当性について

本件不開示部分のうち氏名、住所等については、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第8条第2号本文に該当する。

本件不開示部分のうち、上記を除く情報については、他の情報と照合すること

により、事故に遭った生徒（以下「被害生徒」という。）や被害生徒の保護者、事故を起こした職員（以下「事故職員」という。）が誰であるかを識別することができることから、条例第8条第2号本文に該当する。

なお、これらの情報は、仮に一般の者にとっては直ちに特定の個人を識別できるものではないと判断された場合であっても、当該情報を開示した場合、事故の詳細な状況という、被害生徒等にとっては知られたくない情報が、事故の関係者に知られることとなる。したがって、当該情報を開示した場合、個人の権利利益が害されるおそれがあることから、条例第9条第2項の規定による、条例第8条第2号の情報に含まれないものとみなす場合には該当せず、部分開示はできない。

イ 条例第8条第2号ただし書イ該当性について

本件不開示部分については、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないことから、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。

ウ 条例第8条第2号ただし書ハ該当性について

条例第8条第2号ただし書ハの対象となる情報は、公務員の職、氏名及び職務の遂行の内容に係る部分である。事故職員は公務員であるが、事故職員が事故を起こしたという情報は、公務員である個人の評価等に係る私事に関する情報である。したがって、本件決定において不開示とした事故職員の氏名、年齢等は、同号ただし書ハに該当しない。

なお、事故職員等の氏名等は事故職員等を識別することができる情報であるとともに、上記のとおり、被害生徒等を識別することができるものでもある。したがって、被害生徒等の権利利益を害するおそれがある情報であり、仮に、同号ただし書ハに該当したとしても開示することはできない。

エ 本件不開示部分は、条例第8条第2号ただし書ロ及びニには該当しない。

3 弁明の理由について

実施機関は、千葉県情報公開審査会の答申等を踏まえて本件決定を行っており、上記のとおり、本件不開示部分のうち氏名、住所等は、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第8条第2号本文に該当する。また、本件不開示部分のうち上記を除く情報は、他の情報と照合することにより、被害生徒等が誰であるかを識別することができること等から、条例第8条第2号本文に該当する。本件不開示部分は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないことから、同号ただし書イに該当しない。事故職員が事故を

起こしたという情報は、公務員である個人の評価等に係る私事に関する情報であること等から、本件決定において不開示とした事故職員の氏名、年齢等は同号ただし書ハに該当しない。本件不開示部分は、同号ただし書ロ及びニに該当しない。したがって、請求人は条例の解釈を誤ったものであり、請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書

本件対象文書は、平成29年2月及び3月に発生した千葉県内の公立の高等学校に関する事故報告書であり、12件の文書である。対象文書1ないし12の不開示とされた各欄（項目）及び不開示部分は別表のとおりである。

2 事故報告書における開示・不開示の判断基準について

(1) 事故職員の個人情報に関する判断について

本件対象文書は、いずれも県立高等学校管理規則第59条第2項第11号の規定により、職員に「事故、非行その他服務上又は身分上の取扱いを要すると認められる事実が発生したとき」等に、校長がその事実を教育委員会に報告するものである（以下、報告の対象となった職員を「事故職員」という。）。

事故報告書中の事故職員に関する情報は、それが職務に関連するものである限り、一体として条例第8条第2号ハの公務員である事故職員の職務の遂行に係る情報といえ、職員に関する事故等の事実が発生したという情報自体は、原則としてここに含まれる。

もっとも、本件対象文書の報告後に事故職員が懲戒処分等を受けた場合、その事実は公務員の立場を離れた個人としての評価を低下させる性質を有し、私事に関する情報の面を含むものといえる。そして、実施機関が定めた「職員の懲戒処分等に関する公表基準」では、懲戒処分等が行われた場合、被処分者の属する所属名、被処分者の職名・年齢、処分内容、処分年月日及び事実の概要を公表するとしており、事故職員の氏名を公にすると、本件対象文書の情報とこれらの公表情報とを照合することにより、同人が懲戒処分等を受けたことが推認され得ることとなる。よって、事故職員が懲戒処分等を受けた場合、事故職員の氏名は、事故職員の私事に関する情報として条例第8条第2号本文前段に該当するというべきである。

また、本件対象文書の中には、勤務場所以外での事故職員の行為に関するものなど、

明らかに職務遂行情報とは認められない事故に係るものもある。

よって、本件対象文書の情報は基本的に職務遂行性がある情報として取り扱うが、条例第8条第2号ハの該当性については、これらの事情も踏まえた上で対象文書ごとに判断を行う。

(2) 事故の詳細な情報の判断について

本件対象文書は公立高等学校における事故報告書であるところ、事故の情報には、事故の相手方及びその保護者（以下「事故の相手方等」という。）にとって不名誉な事実を含む場合もある上、事故に係る詳細な記述は、それ自体が事故の相手方等を好奇の目にさらす可能性を持つものであって、これらの者にとって通常他人に知られたくない情報である場合が多いものと思料される。

加えて、条例に基づく開示請求は何人においても行うことができ（条例第5条）、事故の相手方等と特定の関係にある者が開示請求をする可能性が存することも併せ考慮すれば、これらの者が通う学校の教員、在校生やその保護者、近隣住民等（以下「関係者等」という。）がこれらの情報を知った場合には、事故の相手方等の周囲で話題となることが十分に予測され、これらの情報を公にすることにより、事故の相手方等の権利利益を害するおそれがあるものと考えられる。

よって、本件対象文書に事故の経緯や事故の相手方等の言動の詳細が記述されている場合、基本的に当該情報は条例第8条第2号本文後段に該当する可能性があるものとして個別にその内容を検討する必要がある、その情報が事故の相手方等の権利利益を害するおそれがあると認められる場合には不開示と判断すべきである。

(3) 条例第8条第2号の「他の情報」の判断について

条例第8条第2号の趣旨は、個人の尊厳を守る立場から個人のプライバシーを最大限保護しようというものである。同号は、個人のプライバシーの概念が未だ明確になっていない状況のもと、広く個人に関する情報について、特定の個人を識別することができる情報及び特定の個人は識別されないが公にすることによりなお個人の権利利益を害する情報について同号イからニまでに定めるものに該当する場合を除き開示しないこととしている。その解釈運用に当たっては条例第3条「実施機関は、（中略）個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」とする規定に照らし、特に慎重な配慮が求められる。

このため、「特定の個人を識別することができるもの」とは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名

その他の記述等により特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の全体をいうものと解釈される。

このことから、条例第8条第2号に定める「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」の識別可能性の程度や「他の情報」の範囲については、通常は一般人を基準として容易に入手し得る情報をいうものとされているが、同号の趣旨を踏まえると、問題となっている個人情報の性質、内容等に応じたプライバシー保護の必要性に照らして、個別に決定すべきものと考えられる。

そして、前記(2)で述べたとおり、事故の情報には事故の相手方等にとって不名誉な事実を含む場合も多くある上、事故の詳細な記述はそれ自体が事故の相手方等を好奇の目にさらす可能性を持つものであって、事故の相手方等にとって通常他人に知られたくない情報である場合が多いものと思料されることからすれば、本件対象文書に記載された情報については、事故の相手方等のプライバシー保護の必要性が高い場合が多いものと認められる。

したがって、このような場合にあっては、関係者等が知り得る情報についても「他の情報」に含まれる場合があるものと解すべきであって、一般人を基準として容易に入手し得る情報に加え、これらの者が知り得る情報も照合した場合に、個人を識別できる相当程度の可能性があるか否かについて判断するのが相当であり、その判断の結果、その可能性があるとして認められる場合は、条例第8条第2号本文前段の「特定の個人を識別することができるもの」に該当すると判断すべきである。

これに加えて、本件決定においては事故の状況や事故の処置などの情報の大半が開示されており、前記個人を識別できる相当程度の可能性については、これら既に開示された情報も加えてその有無を判断する。

(4) 事故職員の個人情報と事故の相手方等の個人情報との関係について

本件対象文書の中には、事故職員である公務員の個人情報と事故の相手方等公務員以外の者の個人情報が一体不可分の形で記載されているものがある。ある情報が公務員にとっての個人情報であると同時に公務員以外の者にとっての個人情報でもある場合には、当該公務員にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性は別個に検討する必要がある、そのいずれかに該当すれば、当該情報は不開示と判断すべきである。

以上の判断基準に基づき、不開示とされた情報の条例第8条第2号該当性について、以下検討する。

3 対象文書1

当該文書は生徒の個人情報の紛失に関する報告書であるが、その内容は前記2(2)及び(3)で述べたようなプライバシー保護の必要性が高い情報が含まれているとは認められないため、前記2(2)及び(3)の判断基準は適用しない。

- (1) 学校番号、文書記号・番号、学校名、校長名、校長印、文書施行月日、受付月日、発生日、発生場所及び当事者の氏名・年齢・教科等・住所について

上記情報のうち、当事者の氏名・教科等は、一連の情報として事故職員の氏名等特定の個人を識別することができるものと認められるが、公務員の職務遂行情報であることから、条例第8条第2号ハに該当し、開示すべきである。

一方、年齢・住所は事故職員の私事に関する情報であることから条例第8条第2号ハには該当せず、同号本文前段に該当する。

学校番号、文書記号・番号、学校名、校長名、校長印、文書施行月日、受付月日、発生日及び発生場所は、当事者の氏名等が開示となることから、これらの情報も開示すべきである。

- (2) 「5 事故の程度」、「6 事故の状況及び原因」、「8 事故発生時の処置」、「9 事故発生までの学校の指導」及び「12 その他の参考事項」の不開示部分について

上記情報は公務員の職務遂行情報であり、条例第8条第2号ハに該当するため、開示すべきである。

4 対象文書2

- (1) 学校番号、文書記号・番号、学校名、校長名、校長印、文書施行月日、受付月日、発生日、発生場所、当事者の学校名・氏名・年齢・教科等・住所及び相手側の学年・氏名・住所・保護者名について

上記情報のうち、相手側の学年・氏名・住所・保護者名は、一連の情報として事故の相手方等の氏名など特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当する。

学校名、発生日、発生場所及び当事者の学校名・氏名・年齢・教科等・住所は、本件決定において既に「6 事故の程度」、「II 事故の状況」及び「III 事故の処置など」の大半の情報が開示されていることなどから、当該情報を公にすることで、関係者等が他の情報と照合することにより、事故の相手方等の氏名を識別することができることとなる相当程度の可能性があるものと認められる。また、学校番号、文書記号・番号、校長名及び校長印は、当該情報を公にすることにより学校名が判明するため、学校名と同様の情報と認められる。よって、これらの情報は、いずれも条例第8条第2号本文前段に該当する。

一方、文書施行月日及び受付月日は、これらを公にしても、他の情報と照合することにより発生月日等が判明するとは認められないため、条例第8条第2号には該当せず、開示すべきである。

(2) 「6 事故の程度」及び「7 事故の状況及び原因」の不開示部分について

上記情報は事故の詳細であり、事故の相手方等にとって通常他人に知られたいくない情報としてプライバシー保護の必要性が高いものと認められ、当該情報を公にすることにより事故の相手方等の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。よって、当該情報は条例第8条第2号本文後段に該当する。

(3) 「9 事故発生時の処置」の不開示部分について

上記情報については、本件決定において既に「6 事故の程度」、「II 事故の状況」及び「III 事故の処置など」の大半の情報が開示されていることなどから、これらを公にすることで、関係者等が他の情報と照合することにより、事故の相手方等の氏名を識別することができることとなる相当程度の可能性があるものと認められる。よって、当該情報は条例第8条第2号本文前段に該当する。

(4) 「13 その他の参考事項」の不開示部分について

上記情報を公にしても、他の情報と照合することにより事故の相手方等の氏名など特定の個人を識別することができるものとは認められず、事故の相手方等の権利利益を害するおそれも認められない。よって、当該情報は条例第8条第2号に該当せず、開示すべきである。

5 対象文書3

(1) 学校番号、文書記号・番号、学校名、校長名、校長印、文書施行月日、受付月日、発生月日、発生場所、当事者の氏名・年齢・教科等・住所、当該生徒の学年等・氏名・住所・保護者名及び現場の見取図について

上記情報のうち、当該生徒の学年等・氏名・住所・保護者名は、一連の情報として事故の相手方等の氏名など特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当する。

学校名、発生月日、発生場所、現場の見取図及び当事者の氏名・年齢・教科等・住所は、本件決定において既に「6 事故の程度」、「II 事故の状況」及び「III 事故発生後の処置」の大半の情報が開示されていることなどから、当該情報を公にすることで、関係者等が他の情報と照合することにより、事故の相手方等の氏名を識別することができることとなる相当程度の可能性があるものと認められる。また、学校番号、文書記号・番号、校長名及び校長印は、当該情報を公にすることにより

学校名が判明するため、学校名と同様の情報と認められる。よって、これらの情報はいずれも条例第8条第2号本文前段に該当する。

一方、文書施行月日及び受付月日は、これらを公にしても、他の情報と照合することにより発生月日等が判明するとは認められないため、条例第8条第2号には該当せず、開示すべきである。

- (2) 「6 事故の程度」、「7 事故の状況及び原因」及び「9 事故発生後の処置（2行目及び3行目）」の不開示部分について

上記情報は事故の詳細であり、事故の相手方等にとって通常他人に知られたいくない情報としてプライバシー保護の必要性が高いものと認められ、当該情報を公にすることにより事故の相手方等の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。よって、当該情報は条例第8条第2号本文後段に該当する。

- (3) 「9 事故発生後の処置（5行目以降）」及び「13 その他の参考事項（2行目）」の不開示部分について

上記情報については、本件決定において既に「6 事故の程度」、「II 事故の状況」及び「III 事故発生後の処置」の大半の情報が開示されていることなどから、これらを公にすることで、関係者等が他の情報と照合することにより、事故の相手方等の氏名を識別することができることとなる相当程度の可能性があるものと認められる。よって、当該情報は条例第8条第2号本文前段に該当する。

- (4) 「10 事故発生までの学校の指導」及び「13 その他の参考事項（4行目）」の不開示部分について

上記情報を公にしても、他の情報と照合することにより事故の相手方等の氏名など特定の個人を識別することができるものとは認められず、事故の相手方等の権利利益を害するおそれも認められない。よって、当該情報は条例第8条第2号に該当しないため、開示すべきである。

6 対象文書4

当該文書は生徒の個人情報の紛失に関する報告書であるが、その内容は前記2（2）及び（3）で述べたようなプライバシー保護の必要性が高い情報が含まれているとは認められないため、前記2（2）及び（3）の判断基準は適用しない。

- (1) 学校番号、文書記号・番号、学校名、校長名、校長印、文書施行月日、受付月日、発生月日及び当事者の氏名・年齢・教科等・住所について

上記情報のうち、当事者の氏名・教科等は、一連の情報として事故職員の氏名等特定の個人を識別することができるものと認められるが、公務員の職務の遂行に係る情報であることから、条例第8条第2号ハに該当し、開示すべきである。

一方、年齢・住所は事故職員の私事に関する情報であることから条例第8条第2号ハには該当せず、同号本文前段に該当する。

学校番号、文書記号・番号、学校名、校長名、校長印、文書施行月日、受付月日及び発生日は、当事者の氏名等が開示となることから、これらの情報も開示すべきである。

- (2) 「5 事故の程度」、「6 事故の状況及び原因」、「8 事故発生時の処置」及び「12 その他の参考事項」の不開示部分について

上記情報は公務員の職務遂行情報であり、条例第8条第2号ハに該当するため、開示すべきである。

7 対象文書5

当該文書はつきまとい行為等に関する報告書であるが、その内容は職務遂行情報とは認められないものである。

- (1) 学校番号、文書記号・番号、学校名、校長名、校長印、文書施行月日、受付月日、発生日、発生場所、当事者の氏名・年齢・教科等・住所及び相手側の氏名・年齢・職業・住所について

上記情報のうち、当事者の氏名・年齢・教科等・住所及び相手側の氏名・年齢・職業・住所は、一連の情報として事故職員及び事故の相手方の氏名など特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当する。

学校名、発生日及び発生場所は、本件決定において既に「II 事故の状況」の一部並びに「6 事故の程度」及び「III 事故の処置など」の大半の情報が開示されていることなどから、当該情報を公にすることで、関係者等が他の情報と照合することにより、事故の相手方の氏名を識別することができることとなる相当程度の可能性があるものと認められる。また、学校番号、文書記号・番号、校長名及び校長印は、当該情報を公にすることにより学校名が判明するため、学校名と同様の情報と認められる。よって、これらの情報は、いずれも条例第8条第2号本文前段に該当する。

一方、文書施行月日及び受付月日は、これらを公にしても、他の情報と照合することにより発生日等が判明するとは認められないため、条例第8条第2号には該当せず、開示すべきである。

(2) 「6 事故の程度」及び「7 事故の状況及び原因」の不開示部分について

上記情報は事故の詳細であり、事故の相手方にとって通常他人に知られたくない情報としてプライバシー保護の必要性が高いものと認められ、当該情報を公にすることにより事故の相手方の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。よって、当該情報は条例第8条第2号本文後段に該当する。

(3) 「9 事故発生後の処置」、「10 事故発生までの学校の指導」及び「13 その他の参考事項」の不開示部分について

上記情報については、本件決定において既に「II 事故の状況」の一部並びに「6 事故の程度」及び「III 事故の処置など」の大半の情報が開示されていることなどから、これらを公にすることで、関係者等が他の情報と照合することにより、事故の相手方の氏名を識別することができることとなる相当程度の可能性があるものと認められる。よって、当該情報は条例第8条第2号本文前段に該当する。

8 対象文書6

当該文書はわいせつ行為に関する報告書であるが、その内容は職務遂行情報とは認められないものである。

(1) 学校番号、文書記号・番号、学校名、校長名、校長印、文書施行月日、受付月日、発生日、発生場所、当事者の氏名・年齢・教科等・住所及び相手側の学年・氏名・住所・保護者名について

上記情報のうち、当事者の氏名・年齢・教科等・住所及び相手側の学年・氏名・住所・保護者名は、一連の情報として事故職員及び事故の相手方等の氏名など特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当する。

学校名、発生日及び発生場所は、本件決定において既に「6 事故の程度」の一部並びに「II 事故の状況」及び「III 事故の処置など」の大半の情報が開示されていることなどから、当該情報を公にすることで、関係者等が他の情報と照合することにより、事故の相手方等の氏名を識別することができることとなる相当程度の可能性があるものと認められる。また、学校番号、文書記号・番号、校長名及び校長印は、当該情報を公にすることにより学校名が判明するため、学校名と同様の情報と認められる。よって、これらの情報は、いずれも条例第8条第2号本文前段に該当する。

一方、文書施行月日及び受付月日は、これらを公にしても、他の情報と照合することにより発生日等が判明するとは認められないため、条例第8条第2号には該当せず、開示すべきである。

- (2) 「6 事故の程度」、「7 事故の状況及び原因」及び「9 事故発生時の処置(2行目)」の不開示部分について

上記情報は事故の詳細であり、事故の相手方等にとって通常他人に知られたいくない情報としてプライバシー保護の必要性が高いものと認められ、当該情報を公にすることにより事故の相手方等の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。よって、当該情報は条例第8条第2号本文後段に該当する。

- (3) 「9 事故発生時の処置(2行目以外)」、「10 事故発生までの学校の指導」、「12 今後の対策」及び「13 その他の参考事項」の不開示部分について

上記情報については、本件決定において既に「6 事故の程度」の一部並びに「II 事故の状況」及び「III 事故の処置など」の大半の情報が開示されていることなどから、これらを公にすることで、関係者等が他の情報と照合することにより、事故の相手方等の氏名を識別することができることとなる相当程度の可能性があるものと認められる。よって、当該情報は条例第8条第2号本文前段に該当する。

9 対象文書7

- (1) 学校番号、文書記号・番号、学校名、校長名、校長印、文書施行月日、受付月日、発生日、発生場所、当事者の氏名・年齢・教科等・住所、当該生徒の科・学年・氏名・住所・保護者名及び現場の見取図について

上記情報のうち、当該生徒の科・学年・氏名・住所・保護者名は、一連の情報として事故の相手方等の氏名など特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当する。

学校名、発生日、発生場所、現場の見取図及び当事者の氏名・年齢・教科等・住所は、本件決定において既に「6 事故の程度」、「II 事故の状況」及び「III 事故の処置など」の大半の情報が開示されていることなどから、当該情報を公にすることで、関係者等が他の情報と照合することにより、事故の相手方等の氏名を識別することができることとなる相当程度の可能性があるものと認められる。また、学校番号、文書記号・番号、校長名及び校長印は、当該情報を公にすることにより学校名が判明するため、学校名と同様の情報と認められる。よって、これらの情報は、いずれも条例第8条第2号本文前段に該当する。

一方、文書施行月日及び受付月日は、これらを公にしても、他の情報と照合することにより発生日等が判明するとは認められないため、条例第8条第2号には該当せず、開示すべきである。

- (2) 「6 事故の程度」及び「7 事故の状況及び原因」の不開示部分について

上記情報は事故の詳細であり、事故の相手方等にとって通常他人に知られたくない情報としてプライバシー保護の必要性が高いものと認められ、当該情報を公にすることにより事故の相手方等の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。よって、当該情報は条例第8条第2号本文後段に該当する。

- (3) 「9 事故発生時の処置」及び「13 その他の参考事項(2行目)」の不開示部分について

上記情報については、本件決定において既に「6 事故の程度」、「II 事故の状況」及び「III 事故の処置など」の大半の情報が開示されていることなどから、これらを公にすることで、関係者等が他の情報と照合することにより、事故の相手方等の氏名を識別することができることとなる相当程度の可能性があるものと認められる。よって、当該情報は条例第8条第2号本文前段に該当する。

- (4) 「10 事故発生までの学校の指導」、「12 今後の対策」及び「13 その他の参考事項(4行目)」の不開示部分について

上記情報を公にしても、他の情報と照合することにより事故の相手方等の氏名など特定の個人を識別することができるものとは認められず、事故の相手方等の権利利益を害するおそれも認められない。よって、当該情報は条例第8条第2号に該当しないため、開示すべきである。

10 対象文書8

当該文書は生徒の個人情報の紛失に関する報告書であるが、その内容は前記2(2)及び(3)で述べたようなプライバシー保護の必要性が高い情報が含まれているとは認められないため、前記2(2)及び(3)の判断基準は適用しない。

- (1) 学校番号、文書記号・番号、学校名、校長名、校長印、文書施行月日、受付月日、発生日、発生場所及び当事者の氏名・年齢・教科等・住所について

上記情報のうち、当事者の氏名・教科等は、一連の情報として事故職員の氏名等特定の個人を識別することができるものと認められるが、公務員の職務の遂行に係る情報であることから、条例第8条第2号ハに該当し、開示すべきである。

一方、年齢・住所は事故職員の私事に関する情報であることから条例第8条第2号ハには該当せず、同号本文前段に該当する。

学校番号、文書記号・番号、学校名、校長名、校長印、文書施行月日、受付月日、発生日及び発生場所は、当事者の氏名等が開示となることから、これらの情報も開示すべきである。

- (2) 「5 事故の程度」、「6 事故の状況及び原因」、「7 現場の見取図」、「8 事故発生時の処置」、「9 事故発生までの学校の指導」及び「12 その他の参考事項」の不開示部分について

上記情報は公務員の職務遂行情報であり、条例第8条第2号ハに該当するため、開示すべきである。

1.1 対象文書9

- (1) 学校番号、文書記号・番号、学校名、校長名、校長印、文書施行月日、受付月日、発生月、発生場所、当事者の氏名・年齢・教科等・住所、相手側の職名・氏名・年齢・教科等・住所及び現場の見取図について

上記情報のうち、相手側の職名・氏名・年齢・教科等・住所は、一連の情報として事故の相手方の氏名など特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当する。

学校名、発生月、発生場所、現場の見取図及び当事者の氏名・年齢・教科等・住所は、本件決定において既に「6 事故の程度」、「II 事故の状況」及び「III 事故の処置など」の大半の情報が開示されていることなどから、当該情報を公にすることで、関係者等が他の情報と照合することにより、事故の相手方の氏名を識別することができることとなる相当程度の可能性があるものと認められる。また、学校番号、文書記号・番号、校長名及び校長印は、当該情報を公にすることにより学校名が判明するため、学校名と同様の情報と認められる。よって、これらの情報は、いずれも条例第8条第2号本文前段に該当する。

一方、文書施行月日及び受付月日は、これらを公にしても、他の情報と照合することにより発生月日等が判明するとは認められないため、条例第8条第2号には該当せず、開示すべきである。

- (2) 「5 事故の程度」、「6 事故の状況及び原因」、「8 事故発生時の処置」及び「12 その他の参考事項」の不開示部分について

上記情報は事故の詳細であり、事故の相手方にとって通常他人に知られたくない情報としてプライバシー保護の必要性が高いものと認められ、当該情報を公にすることにより事故の相手方の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。よって、当該情報は条例第8条第2号本文後段に該当する。

- (3) 「9 事故発生までの学校の指導」の不開示部分について

上記情報については、本件決定において既に「6 事故の程度」、「II 事故の状況」及び「III 事故の処置など」の大半の情報が開示されていることなどから、当該情報

を公にすることで、関係者等が他の情報と照合することにより、事故の相手方の氏名を識別することができることとなる相当程度の可能性があるものと認められる。よって、当該情報は条例第8条第2号本文前段に該当する。

(4)「10 校長の意見」及び「11 今後の対策」の不開示部分について

上記情報を公にしても、他の情報と照合することにより事故の相手方の氏名など特定の個人を識別することができるものとは認められず、事故の相手方の権利利益を害するおそれも認められない。よって、当該情報は条例第8条第2号に該当せず開示すべきである。

1.2 対象文書10

当該文書はわいせつ行為に関する報告書であるが、その内容は職務遂行情報とは認められないものである。

(1) 学校番号、文書記号・番号、学校名、校長名、校長印、文書施行月日、受付月日、事故の種別、発生月日、発生場所、当事者の氏名・年齢・教科等・住所及び相手側の氏名・職業について

上記情報のうち、当事者の氏名・年齢・教科等・住所及び相手側の氏名・職業は、一連の情報として事故職員及び事故の相手方の氏名など特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当する。

学校名、事故の種別、発生月日及び発生場所は、本件決定において既に「6 事故の程度」及び「II 事故の状況」の一部並びに「III 事故の処置など」の大半の情報が開示されていることなどから、当該情報を公にすることで、関係者等が他の情報と照合することにより、事故の相手方の氏名を識別することができることとなる相当程度の可能性があるものと認められる。また、学校番号、文書記号・番号、校長名及び校長印は、当該情報を公にすることにより学校名が判明するため、学校名と同様の情報と認められる。よって、これらの情報は、いずれも条例第8条第2号本文前段に該当する。

一方、文書施行月日及び受付月日は、これらを公にしても、他の情報と照合することにより発生月日等が判明するとは認められないため、条例第8条第2号には該当せず、開示すべきである。

(2)「6 事故の程度」、「7 事故の状況及び原因」及び「9 事故発生時の処置」の不開示部分について

上記情報は事故の詳細であり、事故の相手方にとって通常他人に知られたくない情報としてプライバシー保護の必要性が高いものと認められ、当該情報を公にする

ことにより事故の相手方の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。よって、当該情報は条例第8条第2号本文後段に該当する。

- (3) 「10 事故発生までの学校の指導」及び「13 その他の参考事項」の不開示部分について

上記情報については、本件決定において既に「6 事故の程度」及び「II 事故の状況」の一部並びに「III 事故の処置など」の大半の情報が開示されていることなどから、これらを公にすることで、関係者等が他の情報と照合することにより、事故の相手方の氏名を識別することができることとなる相当程度の可能性があるものと認められる。よって、当該情報は条例第8条第2号本文前段に該当する。

1.3 対象文書1.1

- (1) 学校番号、文書記号・番号、学校名、校長名、校長印、文書施行月日、受付月日、発生月、発生場所、当事者の氏名・年齢・教科等・住所及び相手側の学年・氏名・住所・保護者名について

上記情報のうち、相手側の学年・氏名・住所・保護者名は、一連の情報として事故の相手方等の氏名など特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当する。

学校名、発生月、発生場所及び当事者の氏名・年齢・教科等・住所は、本件決定において既に「6 事故の程度」及び「II 事故の状況」の一部並びに「III 事故の処置など」の大半の情報が開示されていることなどから、当該情報を公にすることで、関係者等が他の情報と照合することにより、事故の相手方等の氏名を識別することができることとなる相当程度の可能性があるものと認められる。また、学校番号、文書記号・番号、校長名及び校長印は、当該情報を公にすることにより学校名が判明するため、学校名と同様の情報と認められる。よって、これらの情報は、いずれも条例第8条第2号本文前段に該当する。

一方、文書施行月日及び受付月日は、これらを公にしても、他の情報と照合することにより発生月日等が判明するとは認められないため、条例第8条第2号には該当せず、開示すべきである。

- (2) 「6 事故の程度」及び「7 事故の状況及び原因」の不開示部分について

上記情報は事故の詳細であり、事故の相手方等にとって通常他人に知られたくない情報としてプライバシー保護の必要性が高いものと認められ、当該情報を公にすることにより事故の相手方等の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。よって、当該情報は条例第8条第2号本文後段に該当する。

(3) 「9 事故発生時の処置」及び「13 その他の参考事項」の不開示部分について
上記情報については、本件決定において既に「6 事故の程度」及び「II 事故の状況」の一部並びに「III 事故の処置など」の大半の情報が開示されていることなどから、これらを公にすることで、関係者等が他の情報と照合することにより、事故の相手方等の氏名を識別することができることとなる相当程度の可能性があるものと認められる。よって、当該情報は条例第8条第2号本文前段に該当する。

(4) 「10 事故発生までの学校の指導」及び「12 今後の対策」の不開示部分について
上記情報を公にしても、他の情報と照合することにより事故の相手方等の氏名など特定の個人を識別することができるものとは認められず、事故の相手方等の権利利益を害するおそれも認められない。よって、当該情報は条例第8条第2号に該当しないため、開示すべきである。

1.4 対象文書1.2

当該文書は職員の通勤手当の不正受給に関する報告書であるが、その内容は前記2(2)及び(3)で述べたようなプライバシー保護の必要性が高い情報が含まれているとは認められないため、前記2(2)及び(3)の判断基準は適用しない。

(1) 学校番号、文書記号・番号、学校名、校長名、校長印、文書施行月日、受付月日、発生日及び当事者の職名・氏名・年齢等・住所について

上記情報のうち、当事者の職名・氏名等は、一連の情報として事故職員の氏名等特定の個人を識別することができるものと認められるところ、当審査会の調査により、本件については当該文書による報告後に事故職員が懲戒処分を受けており、当該懲戒処分は本件開示請求前に公表されていることが認められるため、これらの情報を公にすると、実施機関が懲戒処分時に公表している情報と本件対象文書の情報を照合することにより、懲戒処分を受けたのが事故職員であるということが推認され、公務員の立場を離れた個人としての評価を低下させるなど、同職員の私事に関する情報が明らかとなることから、同情報は条例第8条第2号本文前段に該当する。

また、年齢・住所は事故職員の私事に関する情報であることから、条例第8条第2号には該当せず、同号本文前段に該当する。

学校名、発生日、学校番号、文書記号・番号、校長名、校長印、文書施行月日及び受付月日については、これらの情報を公にしても、他の情報と照合することにより事故職員の氏名等を識別することができるとは認められず、また、上記情報は、

公務員の職務遂行情報であり、条例第8条第2号ハに該当するため、開示すべきである。

- (2) 「5 事故の程度」、「6 事故の状況及び原因」、「8 事故発生後の処置」、「9 事故発生までの学校の指導」、「11 今後の対策」及び「12 その他の参考事項」の不開示部分について

上記情報を公にしても、他の情報と照合することにより事故職員の氏名等を識別することができるとは認められず、また、上記情報は、公務員の職務遂行情報であり、条例第8条第2号ハに該当するため、開示すべきである。

1.5 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

1.6 結論

以上のとおり、実施機関が本件決定で不開示とした情報のうち、別表の「開示すべき部分」欄に記載した各情報は、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和元年 9月 5日	諮問書の受理
令和元年 9月25日	反論書の受理
令和6年 5月31日	審議
令和6年 6月28日	審議
令和6年 7月30日	審議
令和6年 9月27日	審議

別表

対象文書	欄名	不開示部分	開示すべき部分
1	学校番号	番号	番号
	文書記号等	文書記号、番号	文書記号、番号
	施行年月日等	月日、受付月日	月日、受付月日
	学校名等	学校名、校長名、校長印	学校名、校長名、校長印

対象 文書	欄名	不開示部分	開示すべき部分
	2 発生日時	月日	月日
	3 発生場所	場所	場所
	4 当事者	氏名、年齢、教科等、住所	氏名、教科等
	5 事故の程度	事故の内容	事故の内容
	6 事故の状況及び原因	事故の内容	事故の内容
	8 事故発生時の処置	事故の内容	事故の内容
	9 事故発生までの学校の指導	事故の内容	事故の内容
	1 2 その他の参考事項	事故の内容	事故の内容
2	学校番号	番号	
	文書記号等	文書記号、番号	
	施行年月日等	月日、受付月日	月日、受付月日
	学校名等	学校名、校長名、校長印	
	2 発生日時	月日	
	3 発生場所	場所	
	4 当事者	学校名、氏名、年齢、教科等、住所	
	5 相手側	学年、氏名、住所、保護者名	
	6 事故の程度	事故の内容	
	7 事故の状況及び原因	事故の内容	
	9 事故発生時の処置	事故の内容	
	1 3 その他の参考事項	事故の内容	事故の内容
3	学校番号	番号	
	文書記号等	文書記号、番号	
	施行年月日等	月日、受付月日	月日、受付月日
	学校名等	学校名、校長名、校長印	
	2 発生日時	月日	
	3 発生場所	場所	

対象 文書	欄名	不開示部分	開示すべき部分
	4 当事者	氏名、年齢、教科等、住所	
	5 当該生徒	学年等、氏名、住所、保護者名	
	6 事故の程度	事故の内容	
	7 事故の状況及び原因	事故の内容	
	8 現場の見取図	図面、場所	
	9 事故発生後の処置	事故の内容	
	10 事故発生までの学校の指導	事故の内容	事故の内容
	13 その他の参考事項	事故の内容	4行目
4	学校番号	番号	番号
	文書記号等	文書記号、番号	文書記号、番号
	施行年月日等	月日、受付月日	月日、受付月日
	学校名等	学校名、校長名、校長印	学校名、校長名、校長印
	2 発生日時	月日	月日
	4 当事者	氏名、年齢、教科等、住所	氏名、教科等
	5 事故の程度	事故の内容	事故の内容
	6 事故の状況及び原因	事故の内容	事故の内容
	8 事故発生時の処置	事故の内容	事故の内容
	12 その他の参考事項	事故の内容	事故の内容
5	学校番号	番号	
	文書記号等	文書記号、番号	
	施行年月日等	月日、受付月日	月日、受付月日
	学校名等	学校名、校長名、校長印	
	2 発生日時	月日	
	3 発生場所	場所	
	4 当事者	氏名、年齢、教科等、住所	
	5 相手側	氏名、年齢、職業、住所	
	6 事故の程度	事故の内容	
	7 事故の状況及び原因	事故の内容	
	9 事故発生後の処置	事故の内容	

対象 文書	欄名	不開示部分	開示すべき部分
	10 事故発生までの 学校の指導	事故の内容	
	13 その他の参考 事項	事故の内容	
6	学校番号	番号	
	文書記号等	文書記号、番号	
	施行年月日等	月日、受付月日	月日、受付月日
	学校名等	学校名、校長名、校長印	
	2 発生日時	月日	
	3 発生場所	場所	
	4 当事者	氏名、年齢、教科等、住所	
	5 相手側	学年、氏名、住所、保護者名	
	6 事故の程度	事故の内容	
	7 事故の状況及び 原因	事故の内容	
	9 事故発生時の 処置	事故の内容	
	10 事故発生まで の学校の指導	事故の内容	
	12 今後の対策	事故の内容	
	13 その他の参考 事項	事故の内容	
7	学校番号	番号	
	文書記号等	文書記号、番号	
	施行年月日等	月日、受付月日	月日、受付月日
	学校名等	学校名、校長名、校長印	
	2 発生日時	月日	
	3 発生場所	場所	
	4 当事者	氏名、年齢、教科等、住所	
	5 当該生徒	科、学年、氏名、住所、保護 者名	
	6 事故の程度	事故の内容	
	7 事故の状況及び 原因	事故の内容	
	8 現場の見取図	場所	
9 事故発生時の 処置	事故の内容		

対象 文書	欄名	不開示部分	開示すべき部分
	1 0 事故発生までの学校の指導	事故の内容	事故の内容
	1 2 今後の対策	事故の内容	事故の内容
	1 3 その他の参考事項	事故の内容	4行目
8	学校番号	番号	番号
	文書記号等	文書記号、番号	文書記号、番号
	施行年月日等	月日、受付月日	月日、受付月日
	学校名等	学校名、校長名、校長印	学校名、校長名、校長印
	2 発生日時	月日	月日
	3 発生場所	場所	場所
	4 当事者	氏名、年齢、教科等、住所	氏名、教科等
	5 事故の程度	事故の内容	事故の内容
	6 事故の状況及び原因	事故の内容	事故の内容
	7 現場の見取図	場所	場所
	8 事故発生時の処置	事故の内容	事故の内容
	9 事故発生までの学校の指導	事故の内容	事故の内容
	1 2 その他の参考事項	事故の内容	事故の内容
9	学校番号	番号	
	文書記号等	文書記号、番号	
	施行年月日等	月日、受付月日	月日、受付月日
	学校名等	学校名、校長名、校長印	
	2 発生日時	月	
	3 発生場所	場所	
	4 当事者	氏名、年齢、教科等、住所	
	5 相手側	職名、氏名、年齢、教科等、住所	
	5 事故の程度	事故の内容	
	6 事故の状況及び原因	事故の内容	
	7 現場の見取図	場所	
	8 事故発生時の	事故の内容	

対象 文書	欄名	不開示部分	開示すべき部分
	処置		
	9 事故発生までの 学校の指導	事故の内容	
	10 校長の意見	事故の内容	事故の内容
	11 今後の対策	事故の内容	事故の内容
	12 その他の参考 事項	事故の内容	
10	学校番号	番号	
	文書記号等	文書記号、番号	
	施行年月日等	月日、受付月日	月日、受付月日
	学校名等	学校名、校長名、校長印	
	1 事故の種別	事故の内容	
	2 発生日時	月日	
	3 発生場所	場所	
	4 当事者	氏名、年齢、教科等、住所	
	5 相手側	氏名、職業	
	6 事故の程度	事故の内容	
	7 事故の状況及び 原因	事故の内容	
	9 事故発生時の 処置	事故の内容	
	10 事故発生までの 学校の指導	事故の内容	
	13 その他の参考 事項	事故の内容	
11	学校番号	番号	
	文書記号等	文書記号、番号	
	施行年月日等	月日、受付月日	月日、受付月日
	学校名等	学校名、校長名、校長印	
	2 発生日時	月	
	3 発生場所	場所	
	4 当事者	氏名、年齢、教科等、住所	
	5 相手側	学年、氏名、住所、保護者名	
	6 事故の程度	事故の内容	
	7 事故の状況及び 原因	事故の内容	
9 事故発生時の 処置	事故の内容		

対象 文書	欄名	不開示部分	開示すべき部分
	1 0 事故発生までの 学校の指導	事故の内容	事故の内容
	1 2 今後の対策	事故の内容	事故の内容
	1 3 その他の参考 事項	事故の内容	
1 2	学校番号	番号	番号
	文書記号等	文書記号、番号	文書記号、番号
	施行年月日等	月日、受付月日	月日、受付月日
	学校名等	学校名、校長名、校長印	学校名、校長名、校長印
	2 発生日時	月日	月日
	4 当事者	職名、氏名、年齢等、住所	
	5 事故の程度	事故の内容	事故の内容
	6 事故の状況及び 原因	事故の内容	事故の内容
	8 事故発生後の 処置	事故の内容	事故の内容
	9 事故発生までの 学校の指導	事故の内容	事故の内容
	1 1 今後の対策	事故の内容	事故の内容
	1 2 その他の参考 事項	事故の内容	事故の内容

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
伊 藤 義 文	弁護士	部会長職務代理者
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長
日 名 子 暁	弁護士	

(五十音順)